法第４０条、岐阜県建築基準条例第２３から２８条（特別の配慮を要する特殊建築物）

特別の配慮を要する特殊建築物の制限緩和

条例第２８条の規定に基づき、条例第２４条から第２７条までの規定の適用（以下「条例適用」という。）については次のとおり扱う。

１．条例第２３条各号は、建築物の棟毎に適用する。

２．建築物の一部が条例第２３条各号に該当する場合は、当該建築物は条例適用がある建築物とする。

３．１の建築物に条例第２３条各号の該当部分と条例第２３条各号の非該当部分とがある場合は、条例第２３条各号の非該当部分に対しては条例適用しない。ただし、条例適用する部分へ至るために非該当部分を経由しなければならない場合は、その経路は条例適用部分とする。

４．建築物が条例第２３条第２号に掲げる用途を二以上有し、それぞれの用途に供する当該部分の床面積の合計が５００㎡を超える場合は、当該部分は条例適用部分とする。

５．建築物が条例第２３条第３号に掲げる用途を二以上有し、それぞれの用途に供する当該部分の床面積の合計が１，０００㎡を超える場合は、当該部分は条例適用部分とする。

６．法第３条第２項の規定により条例適用のない建築物又は建築物の部分を有する建築物について、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行う場合にあっては、当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行う部分以外の部分は、原則として条例適用しない。